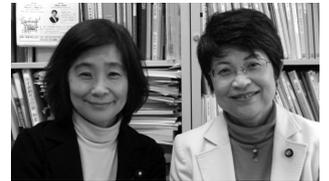


2013年  
千葉市議会第4回定例会  
11月27日～12月16日

# 市民ネットワーク 議会速報


 市議会議員  
湯浅美和子 山田京子

## 避難が困難な人たちの防災対策に活かしたい 「千葉市避難行動要支援者名簿に関する条例」の制定

今議会で、自治会や自主防災組織等に、平常時から避難行動要支援者名簿が提供できる条例が制定され、2014年秋ごろから活用できることになりました。支援がほしいと申し出た人だけを名簿に載せる「手上げ方式」ではなかなか名簿作りが進まなかったため、今後は拒否した人を除いた名簿となります。また、65歳以上の一人暮らしでも元気な方がいることなどから、対象者の見直しが行われ、この名簿により、平常時からの地域の防災対策につながるようになります。一方、個人情報保護のために自治会等は市と協定を結び、守秘義務が課せられます。

### ◆いくつかの課題が…

当事者や家族がこの条例の趣旨や仕組みを知らなければ、手もあげられず、拒否もできません。いかに知らせていくかが課題です。

また、精神障がい者や知的障がい者等は、軽度でも災害時に特別の配慮が必要になる場合がありますが、名簿の対象者ではないので、はたして積極的に手が上がるかどうか。まして、この情報が届くかどうか心配です。

原発被災地では事故後、軽度の精神障がい者や知的障がい者の所在を調べることができず、置き去りになっていたという実例がありますので、この名簿が万能でないことも充分承知しておかなければなりません。

### ◆区役所のサポートが大事

この条例により、行政側からは、情報の提供の仕組みが一步前進すると言えませんが、大事なものは受け皿となる地域の

避難行動要支援者の範囲
(1) 65歳以上の一人暮らしの高齢者で 要介護1～2、要支援1～2の認定者
(2) 要介護3以上の要介護認定者
(3) 障がい者 ア 重度の身体障害者手帳所持者 イ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 ウ 最重度・重度の療育手帳所持者
(4) 難病患者
(5) 希望者で特に支援が必要と認められた者
提供先
(1) 実施機関等 消防局、ちば消防共同指令センター、民生委員 高齢福祉課、防災対策課、各区役所
(2) その他 千葉県警察、千葉市社会福祉協議会、 自主防災組織、町内自治会、マンション管理組合

防災組織の立ち上げ、活動の充実です。協定や守秘義務などの縛りが、地域の活動にブレーキをかけることのないよう、いかに、地域をサポートしていくかが、これからの行政の役割です。区役所にこそ地域の人たちのコーディネートする力のある職員を厚く配置していくことを求めました。

市議会初！  
附帯決議付きで議案可決

市民ネットワークは特定秘密保護法に反対します

## 「地域課題解決ソリューション(仮称)」

本年7月から始まった実証実験「市民協働レポート(ちばレポ)」を本格実施するためのソフト開発と運営管理(5年間に上限6600万円の債務負担行為(いわゆるローン払い)を設定する補正議案です。

ちばレポは、スマートフォン等を使って市民から寄せられた「街の不具合(道路の陥没、草ぼうぼう、溝詰まり、公園遊具の破損等々)」情報を、それへの対応を含め市HP上に掲載し、情報の可視化・共有化を進める市長肝いりの施策。NHKクローズアップ現代等でも取り上げられ、全国の注目度は高く、今後は市民も不具合の解消へ参加する仕組みを作ることになっています。

審査する環境経済委員会では、主に保守系会派から「市民の協力を得て地域課題に取り組むことは必要だが、未だ協働のまちづくりの基本的な考え方が明らかでない。ちばレポにおいても、市民と協働の取り組みまでは実証実

験されていない」といった疑問の声が噴出。そこで、以下のような附帯決議を付して採択されました。

- 市民との協働による地域課題解決には、多様な主体や多くの市民が参加する仕組みを構築
- 関係部署と協議し、業務改善やコスト削減につながる仕組みとなること
- 発注コストの低減に努力すること



市民ネットワークとしては、これらは事業を進める前提として当然であり賛同しましたが(附帯決議をつける必要があるのか!?)、事の本質は別のところにあると考えています。

地域課題とは街中の不具合だけではなく、生活全般を支える課題であること、また市からお願いされた修繕などを市民がそのままこなすだけでは協働とは言えず、市民と行政が対等の立場で解決策を考えることが大前提です。今回の議案に関しては、その第1ステップとして意味があると考え賛成しました。

# “子どもたちを豊かに育むまち”が、いい!

今回の代表質問では、国において大きな動きのある「子育て」「いじめ対策」について、千葉市の対応を聞きました。

## ●これからの子どもルーム

**Q**市内全小学校区への設置を目指して整備が進められてきたが、利用ニーズが高まり待機児童は増加傾向。2015年4月から「子ども子育て支援新制度」が本格実施されるが、子どもルームはどうなる?

**A**2015年以降、子どもルームの対象が6年生まで拡大し、利用児童の大幅な増加が見込まれ、設置場所や運営主体などを検討中。今後国が示す基準を基に、設備や運営について条例化。「放課後子ども教室」を含めた全児童対策については、子どもルームは留守家庭児童、放課後子ども教室は全児童と、対象や事業形態は異なるがいずれも学校などを中心に行われており、2つの事業のあり方の検討は今後の課題。

◇放課後の子どもたちをどう受け止めるかは、大きな問題。子どもルームの対象拡大は歓迎するとしても、現状の3年生まででも待機があり、また詰め込みではないかと思われる状況もあり、不安。「いつでも誰でも行くことができる児童館があったら」とは、私たちだけでは

ない多くの声。条例化にあたってはしっかりと現場の声を聞くこと、子どもルームは放課後の子どもたちの生活の場、という認識を堅持することを求めました。



## ●いじめ防止対策推進法への対応

**Q**2011年、大津市の中学2年男子のいじめが原因での自死と、その後の教育委員会の対応が社会問題化し、本年6月に与野党合意の議員立法として「いじめ防止対策推進法」が制定された。学校の組織的な対応力不足や外部の専門家との連携不足を克服した防止プログラム策定が義務付けられているが、千葉市はどうする?

**A**「学校いじめ防止基本方針」の策定に向け、市独自の「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」を法の趣旨に沿って改定し強化。学校に「いじめ防止等の対策のための組織」の設置が義務化されるので、現在のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー(S S W)の役割を明確にし活用を図る。



◇法律はできても、それを活かせるかどうかは学校現場や地域での積極的な取り組みがすべて。特に新たな予算措置がないので、現状の制度を流用することになりそうですが、少なくとも現在2名しかいないS S Wの増員は必須!

## 一般質問から 山田京子

## 盲ろう者の参政権を守るために

誰にでも20才になれば参政権があります。しかし、全国に22000人いると言われている盲ろう者は、選挙の情報を得ることや、投票所に出向くことが大変困難です。また、通訳介助の方法もひとりひとり違います。

今年8月の全国盲ろう者大会で、当事者から1番に出た課題は選挙のことでした。現在、千葉市では市長選では選挙公報を点字や音声にしたものがありますが、市議選では音声のCDのみ。投票所では耳マークやコミュニケーションボード、点字器や拡大鏡などの用意はあるようですが、はたして盲ろう者の投票に結びついているのでしょうか。

市は今後、より詳しい市議候補者情報の点字版作成や音声CDのホームページ掲載を検討するとのことでした。

一方、当事者からは、太字の通知や、投票用紙の改善を望む声も聞いています。ぜひ当事者の生の声に耳を傾けながら支援の方法を検討して欲しいと要望しました。それが、増加する高齢者にとっても選挙しやすい環境につながります。



## 知ってほしい! 香料で苦しんでいる人のこと



柔軟剤、洗剤、制汗剤などの強い香料の影響で、頭痛や吐き気、咳、食欲不振など体調不良を訴える人が増加しています。国民生活センターでも、今年9月柔軟仕上げ剤の匂いに関する情報を公表。10月には香料による健康被害で苦しむ患者や支援者の団体が、厚労省に「学校における香料自粛に関する要望書」を提出しました。

香料はアレルギーとして働き、アレルギー体質でなくても香料にアレルギー様の反応が起きることが知られています。公共的空間において強い香料に曝露することは、化学物質過敏症の人にとっては命の危険にも直結します。市民の健康を所管する保健福祉局に問うと、「体調不良を訴える人が増加している実態を、多くの人に知ってもらうことが必要」と答弁しました。

教育委員会は教職員の研修で情報提供し、保健だより、健康だより等で、子どもや保護者に呼びかけると答弁しました。

千葉市でも、化学物質対策に先進的な岐阜市等のように、公共施設での香料自粛を呼びかけるポスターを掲示するなどして、香料による健康被害があることを市民に知らせるべきと思います。